

和東町国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 令和元年11月1日(金)
午後8時00分～
場 所 商工会館研修室

出席委員 公益代表：中井喜彦会長、松田隆之副会長、大西峰夫委員
被保険者代表：籠嶋 渉委員、渡邊千代美委員
保険医等代表：柳澤 衛委員、井上茂樹委員、山口政延委員
和東町 堀町長、久保診療所事務長
事務局(税住民課)：細井課長、吉田課長補佐、山崎主任

1. 開 会

2. 会長あいさつ

本日は、平成30年度の国保会計の決算が過日の議会で承認されたが、その説明を開き、検討を加え、意見等ございましたら質問等していただきたい。

3. 町長あいさつ

9月の定例会でご承認いただいた決算について、ご意見をいただき今後の運営に活かしていきたい。

4. 議 事

会議録署名委員の指名	被保険者代表：籠嶋 渉委員 保険医等代表：井上茂樹委員 を指名
------------	------------------------------------

1) 平成30年度和東町国民健康保険特別会計決算について

税住民課 国保診療所	税住民課から配布資料「平成30年度和東町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算」に基づき、国保診療所から「平成30年度和東町国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)歳入歳出決算」に基づき説明。
会長	平成30年度決算について説明を受けた。質問等あれば出していきたい。
委員	基金の残高はいくらあるか。
税住民課	基金の残高は5500万円。27年度分で500万円、28年度分で1000万円、29年度と30年度でそれぞれ

2000万円。それまでは枯渇していた。

委員 事業勘定の現年度の収納率が97%だが、京都府への報告はこの数字なのか、全体としての88%なのか。

税住民課 京都府への報告としては現年度分、滞納繰越分それぞれ報告するが、市町村標準保険料率の算定には現年度分の過去3ヶ年度分の平均が用いられる。

委員 現年分と滞納繰越分の合計で88%だが、滞納処分等によって消えていくと現年度の率も上がっていくということか。

税住民課 その通りです。

委員 葬祭費10名というのは75歳未満で10名ということか。

税住民課 75歳未満の国民健康保険の被保険者が対象です。

委員 特定健診の受診率を上げていこうと頑張っておれるが、実施期間が8月から10月。商工会の健診が11月にあるのでそれを受けるために特定健診を受診されない方がいるのではないだろうか。今後商工会と話を進めてみるのもいいのではないだろうか。

税住民課 受診率アップは大きな課題である。
現在、受診の圏域化の話が進められている。
同一医療圏内の医療機関での受診が可能となるもの。これによっても受診率の向上が期待される。

委員 重複投薬の通知について京都府から文書が行っているようだ。和束町も実施すると聞いている。今後の話としてこれが決算にどう反映されるのか。

税住民課 重複投薬に関する保健事業をやっていこうということで京都府が中心となって取り組んでいるが、本町の場合、対象者を絞り込んでいくとあまりいない。対象者がいない分、決算への反映は小さいと思われる。

委員 特定健診の圏域化を実施することを考えておられるよう

	<p>だが、歯科健診についても検討していただきたい。</p>
税住民課	<p>重要性は認識している。 体制面の課題もあるが検討していきたい。</p>
委員	<p>特定健診の受診率が40%を超えて相楽郡内では精華町に次ぐ高さだということだが、キャパの関係でもっと高くてもいいはずである。先ほどの歯科健診のことも含めてもっと上げる方向で検討してほしい。</p> <p>また健康に関心のある方にもっと利用してもらえるよう例えば、人間ドックと脳ドックを一緒に受診できるようにすればどうか。</p>
税住民課	<p>特定健診は平成20年度から始まった。国の目標は65%だが、当初は20%台。それが40%まで持ってきた。今後さらに工夫を重ね数字を上げていきたい。</p>
委員	<p>受診期間を延ばすことはできないのか。</p>
税住民課	<p>当初9月と10月の2か月間であったが、8月を加え3か月としている。</p>
委員	<p>期間を延ばしても受診者数は増えていない。逆に短くしてもいいのではないかという意見もある。事後指導の保健指導のこともあるのでなかなか難しいのではないか。</p> <p>無関心の方には届かない。</p> <p>医療機関の受け入れ態勢もあって受診率のアップは厳しいと思う。</p>
委員	<p>特定健診の圏域化について、市町村毎で実施しているのは山城南医療圏のみである。</p> <p>予防接種を圏域でやっているので特定健診についての圏域化も可能であると思う。</p>

5. 閉 会 松田副会長

今後も国保の運営にご協力をお願いします。
本日はどうもありがとうございました。

午後 8 時 4 5 分閉会

上記内容に相違ないことを証するため、和束町国民健康保険条例施行規則第 9 条第 2 項の規定により署名する。

署 名 人 被保険者代表

保険医等代表